

松阪市産業支援センター相談窓口実施要領

(目的)

第1条 事業者が事業を実施していくにあたり様々な課題が出てくることから、ニーズに応じた相談窓口を設置し、相談員による助言等を行い、事業者の課題解決を図る。

(対象者)

第2条 対象者は、松阪市内に主たる事務所又は事業所を有する者（創業に係る場合にあつては、開業届を提出し、松阪市内に主たる事務所を設置した者とする。）とする。

(相談窓口等)

第3条 相談窓口は、商工政策課松阪市産業支援センター（以下「支援センター」という。）が設置する。

- 2 相談窓口については、支援センターが定める開催日に対し、予約があつた場合に開催する。
- 3 相談員については、支援センターが依頼するものとする。
- 4 相談時間は、きめ細やかな相談対応を行えるよう90分を基本とする。ただし、それを超える時間が必要になつた場合は、次の予約者に影響が出ないと判断できる場合等は対応できるものとする。
- 6 相談を予約する者は、開催日の1週間前までに相談窓口申込書(様式1)に記載して、支援センターに提出しなければならない。
- 7 支援センターは、各相談窓口申込書の提出があつたときは、受け付けた旨をE-mail等で申込者及び相談員に連絡するものとする。
- 8 予約を行ったものの、何らかの理由により相談を中止又は延期したい場合、申込者は相談日の3日前（土日祝日等を除く）までにその旨を支援センターに連絡しなければならない。
- 9 相談窓口の利用料は無料とする。

(相談の処理)

第4条 相談員は、懇切、丁寧に相談に対応するとともに、正確かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 相談員は、相談窓口を行った場合は、速やかに相談窓口報告書(様式2)を市長に提出するものとする。

(相談員の義務)

第5条 相談員は、相談業務により職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(謝礼等の支払い)

第6条 相談員への謝礼は、90分以内で15,000円、その後30分ごとに5,000円とし、1回の相談窓口開催時間は最大3時間以内とし30,000円を上限とする。また、2時間30分を超えた場合は、3時間とみなすこととする。

謝礼については、相談員が指定した口座に支払うものとする。なお、その他支援に係る経費についてはこの金額に含まれるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は令和5年4月3日から施行する。

この要領は令和6年1月26日から施行する。

相談窓口報告書

松阪市長 あて

相談員の氏名：

相談区分	・事業承継 ・税務 ・販路開拓 ・法律 ・労働
窓口支援企業名	
1. 支援を行った日時及び企業側相談者	
2. 相談内容	
3. 支援内容	

相談窓口の対応が終了しましたら、ご記入いただき速やかにご提出をお願いします。
相談窓口の報告はQRコード等からも直接行えます。

<https://logoform.jp/form/TY2e/244862>

